

水産庁が6月3日付けで65年ぶりにはじめて「鮪漁業者に対するビキニ慰謝料の配分額一覧」の一部開示をしました。2015年2月、紙智子参議院議員の請求にたいして提出された公文書でしたが、ほぼすべて黒塗りされていたため3月28日付けで、山下が、正規の開示請求をしました。水産庁からの開示延期届けの後、慰謝料のみ開示の通知がとどきました。船名をださないのは、厚労省・外務省と情報公開基準の解釈が異なるといっています

水産庁決定通知書には、船主名、船名、トン数の黒塗りは「個人の権利利益を害するおそれがある」とかいていますが、鮪漁業者に対するビキニ慰謝料の配分額は、実損被害の3分の1に満たないと抗議があった程度です。船主も被害者であり、救済の対象です。また、この「ビキニビキニ慰謝料の配分額一覧」は、金額によって廃棄マグロ量が判明し、北海道から鹿児島までの25都道府県の被災船名が解ることにより、乗船していた船員を追跡する資料となるものです。65年後の今、官僚の手で黒塗りされることが、被災者の追跡調査を妨害省とする政府の隠蔽体質が問われます。添付のマル秘資料は、どこ時に入手した「につかつ連から水産庁に要請した時の資料と思われる。そこには、危険区域慰謝料(1246隻)とあり遠洋マグロ船の数であり、廃棄慰謝料(552隻)絶対隻数が、被災漁船の実数に近いものです。政府の閣議決定にある、汚染マグロ「廃棄漁船」延べ992隻に近いものと思われる。

今後下記のような調査を継続しより全体的な被害実態を解明したいと思います。

農水省の資料はほとんど非公開のまま、現在も続く隠蔽行為

紙智子参議員により農水委員会 2016年10月16日に質問され、西川水産庁長官が「ビキニ被災事件に伴う賠償処置の経過についてという水産庁文書が見つかって開示した」農水大臣は「当時多くの漁業者に迷惑をかけたと、これは誠に遺憾であると、こう考えております」と答弁したうえで「(ビキニ事件に関する資料は)水産庁が再度調査することを約束する」と答弁した。それをうけて、紙智子参議員・秘書と山下正寿、和田忠明、他5名が2014年10月20日に、農水省とヒアリングをおこなった。そこで、農水省担当者は「大臣も長官も再調査をして、職員総出状態で水産庁の当時の資料を調査している。水産研究総合センターにも関連資料があるかもしれないということで調査依頼している」とものべた。横浜市にある中央水産研究所の資料リストが示され、直接訪問した。閲覧後に、需要文献のコピーを紙智子議員からも何度も要請をしたが、5か月以上たってから「開示手続きをしてほしい」という連絡があった。普通なら1週間程度で開示手続きの指示はすべきである。5か月間に重要書類を見せない相談をして、「行方不明」の処置をした疑いが晴れない。

農水省から紙智子議員に提出された資料には、1954年の事件当時のものは、9月～11月頃に各都道府県水産部長から水産庁に提出された「ビキニ被災漁業者及び水産物取扱業者等の課税上の特別処置に関する調査について」「調査船・俊こつ丸の調査要綱と予算見積もり」11月30日付の自治庁税務部長より各都道府県総務部長宛の「水産業者に対する昭和29年度分の個人事業税の徴収猶予について」は、船名まで黒塗りで何もわからない資料であった。水爆実験の影響を回避させる処置や指示文書、水産庁関係の対策会議など当然保管すべき重要書類が1枚も示されていない。1954年3月～12月の間に、日本中で話題となり、マスコミでも報道が続いた「放射能汚染マグロ廃棄漁船事件」に関して、水産庁に記録がないなどという主張は通用しない。

大臣答弁から開示までに大きな圧力がかけられた結果と判断し、正式な農水省への公文書開示請求を開始した。まず、中央水産研究所のリストにあるビキニ事件の重要な以下の文献が、目録にあるが現物がないという考えられない報告であった。所蔵目録の次の資料に

「(注)昭和 35 年所蔵目録に記載あるが、中央水研へ移管時のカード目録なし。現物なし」と記入されていた。いずれも因果関係立証の重要書類とみられる。

- 10 指定港における水揚げ魚類放射能検知成績
- 11 近海マグロ漁場の放射能汚染に関する調査 (案)
- 12 ビキニ水爆実験の漁業等に及ぼす影響に関する調査要綱 (俊鵬丸)
- 13 ビキニ海域水爆影響調査現況経過

そこで、中央水産研究所の目録にあるが現物がないのであれば、まず11の「近海マグロ漁場の放射能汚染に関する調査(案)」の文書を探してほしいと水産庁に公開請求をすると、「探したが見つからない」という不開示の通知を受けた。

さらに、2015年2月に参議院議員(紙智子氏)に提出した公文書「水爆実験補償」についての「水産業者に対する昭和29年度分の個人事業税の徴収猶予について」の開示請求をした。この文書は、全国の都道府県別の被災船名、トン数、船主住所氏名、補償金額、内払い額、差引交付額が記載されたもので、被災の実態、追跡調査の手がかりを示す貴重な資料である。この記録が、95ページにわたり全て黒ぬりとなって、全く何も見えず、すでに公表済みである都道府県別の合計補償額や、厚労省・外務省の公開でほぼ判明している船名まで黒ぬりとなっていた。そこで、開示請求を2019年3月28日提出し、しばらくして担当課より電話があり「開示請求されても、同じように黒塗りになります」と告げられた。理由をただしたうえで「それでは元西川大臣が全力で探すという農水委員会答弁と異なる。60年以上前の資料を今の官僚の手で黒塗りすることは、国際的にも通用しない。漁業被災者を守るべき水産庁の姿勢が問われている」と要請した。4月25日付で、「開示決定の期限の延長について」通知が届き、6月3日まで延長された。理由は「請求に係る行政文書が大量であり、かつ当該行政文書の開示・不開示の審査に時間を要するため」と記入していた。(資料3)